

社会福祉法人南部町社会福祉協議会  
会員及び会費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人南部町社会福祉協議会定款第18条に規定する会員及び、会費について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員とは南部町に居住する者並びに本会の趣旨に賛同し、入会した者をいう。

(会員の区分)

第3条 本会の会員は次の各号のとおりとする。

- (1) 一般会員 第4条(1)に定める会費を納入した各世帯の世帯員
- (2) 賛助会員 篤志・有志の者
- (3) 特別会員 会社、団体等

(会費)

第4条 会員の会費額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般会員 1世帯当たり 年額 1,000円
- (2) 賛助会員 1人当たり 年額 3,000円
- (3) 特別会員 1団体当たり 年額10,000円

2 会費は一括納入とし、その年度の会費は年度内に納入するものとする。

(会費の減免)

第5条 会長は、会員に特別の理由があると認められたときは、会費を減免することができる。

(退会)

第6条 会員は、次の場合に退会したものとする。

- (1) 死亡、転出、または解散したとき
- (2) 退会の申し出があったとき

(委任)

第7条 この規程に定めのない事項について必要あるときは、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。